

国土交通省シンボルマーク及びML I Tロゴ使用許可取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国土交通省シンボルマーク及びML I Tロゴ（以下「シンボルマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(使用制限)

第2条 国土交通省及び国土交通省の職員以外の第三者は、次のいずれかに該当する場合を除き、シンボルマーク等を使用することはできない。

- 一 国土交通省からの委託を受けてシンボルマーク等入りの物品等を製作する場合
- 二 国土交通省の委託を受けて実施する事業等において製作する資料や物品に、国土交通省の委託を受けていることを、シンボルマーク等を用いて表示をする場合
- 三 国土交通省が後援、協賛、監修等を行う事業、行事等において製作する資料や物品に、国土交通省が前記の後援等を行うことを、シンボルマーク等を用いて表示する場合（営利を主たる目的としないものに限る。）
- 四 シンボルマーク等を用いて国土交通省ウェブサイトリンクさせる場合（大臣官房広報課長（以下単に「広報課長」という。）が別に定める方法に限る。）
- 五 その他国土交通省の広報活動に有用な場合であつて、広報課長が使用を認めた場合

(使用の中止等)

第3条 シンボルマーク等の使用に関し、前条各号に該当しないと認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、広報課長はその使用を差し止めることができる。

(申請)

第4条 国土交通省及び国土交通省職員以外の第三者が、第2条第5号の規定によりシンボルマーク等を使用しようとする場合は、原則として使用を開始する日の1箇月前までに国土交通省シンボルマーク・ML I Tロゴ使用申請書（別紙様式1）を広報課長に提出しなければならない。

2 広報課長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、国土交通省シンボルマーク・MLITロゴ使用許可書（別紙様式2）を交付する。

3 広報課長は、前項に規定する使用許可書を交付する場合に、シンボルマーク等の使用に関する条件を付することができる。

（許可の内容の変更）

第5条 前条第2項の規定によりシンボルマーク等の使用許可を受けた者は、前条の許可の内容に変更等があった場合には、速やかに、国土交通省シンボルマーク・MLITロゴ使用変更申請書（別紙様式3）を広報課長に提出しなければならない。

2 広報課長は、前項の使用変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、国土交通省シンボルマーク・MLITロゴ使用変更許可書（別紙様式4）を交付する。

3 前条第3項の規定は、前項の使用変更許可書を交付する場合に準用する。

（使用物品等の提出）

第6条 第4条第2項の規定によりシンボルマーク等の使用許可を受けた者又は前条第2項の規定によりシンボルマーク等の使用変更許可を受けた者は、使用後に遅滞なく使用物品等の現物、写真又はコピーを提出するものとする。

（使用許可の取消し）

第7条 広報課長は、第4条第2項の規定によりシンボルマーク等の使用許可を受けた者又は第5条第2項の規定によりシンボルマーク等の使用変更許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し又は使用物件の回収を求めることができる。

- 一 使用許可の際に付した条件又はこの要領に違反したとき。
- 二 虚偽又は不正により使用申請を行ったとき。
- 三 その他広報課長が必要と認めたとき。

（使用料）

第8条 シンボルマーク等の使用料については、無料とする。

（シンボルマーク等に関わる権利）

第9条 シンボルマーク等に関する一切の権利は、国土交通省に帰属する。

(要領の改定)

第 10 条 この要領は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

第 11 条 この要領は、令和 3 年 4 月 30 日から施行する。